

建築士として 設計等の業務を行うには

# 建築士事務所の登録が必要です

建築士は

建築士事務所の登録を受けずに、  
他人の求めに応じ報酬を得て  
設計等の業務をしておけません

(建築士法第23条の10 - 無登録業務の禁止 - )



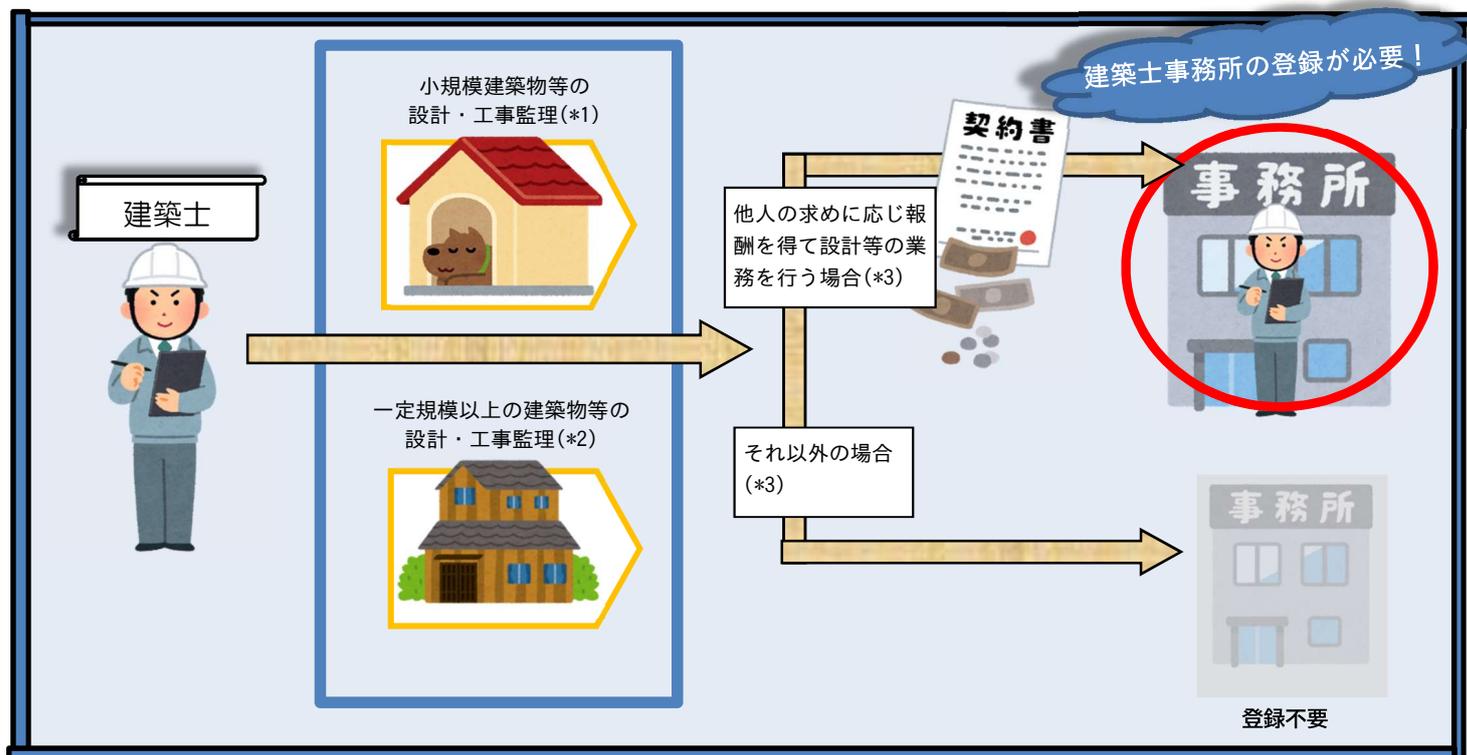
建築士が次に該当する行為をすると「建築士法違反」となる可能性があります  
設計等の業務を行う前に **建築士事務所登録が必要か** 今一度確認しましょう

- **建築士事務所登録を受けていない** 建築士が、不特定多数からの依頼を受けて設計や工事監理の業務を行い**報酬を得ていた**場合
- 本業では建築士事務所にも所属しているものの、別途個人的な副業として**建築士事務所登録を受けずに**設計や工事監理の**業務**を行っていた場合
- **建築士事務所登録を受けていない** 建設会社が、建築工事の設計施工を受注、従業員である建築士に当該工事の設計や工事監理を行わせた場合(※)

※ 「設計料は無料」と称していても、**実質的には施工費の中に設計料が含まれている**場合があります  
この場合、設計等を業務として行っているとみられる可能性がありますので注意してください



# 小規模建築物等の設計・工事監理でも 建築士事務所登録が必要な場合があります



\*1 建築士法第3条の3に定める用途・規模・構造に該当しないもの

\*2 建築士法第3条の3に定める用途・規模・構造に該当するもの

\*3 参考事例：表面及び以下のQ&A

## こんな時は建築士事務所の登録が必要??

Q. 自宅を新築することになりました。建築士資格を持っているので、自分で設計を行おうと思っているのですが、建築士事務所の登録は必要でしょうか??

A. 自らが建築主である建築工事の設計を行う場合、「**他人の求めに応じ**」ていないことから、建築士事務所の登録は不要であると考えられます。

Q. 友人から改修工事の設計をお願いされました。心付け程度の謝礼を払うとのことですが、建築士事務所の登録は必要でしょうか??

A. 「心付け」や「謝礼」といった名目であっても、それが設計等の対価である場合は「**報酬を得て**」いると解される場合があります。そのため、友人からの依頼であっても建築士事務所の登録が必要な場合があります。

Q. 副業として、建築士事務所の下請けで製図やCADオペレータの仕事をしようと考えていますが、建築士事務所の登録は必要でしょうか??

A. 製図やCADオペレータの作業は、建築士法上の「**設計**」にはあたらないため、建築士事務所の登録は不要であると考えられます。ただし、名目としては製図作業でも、内容が「**設計**」業務にあたってしまえば登録が必要なることに注意してください

※以上の質疑はあくまでイメージです。建築士事務所の登録が必要か否かは、行おうとしている設計等の内容や依頼者との関係などに基づき判断されます。疑問に思われる場合は所管課へお問合せください